

市・都民税、所得税の申告準備はお早めに

2月から市・都民税、所得税の申告受け付けが始まります。

期間・会場などは、「広報あきしま」2月1日号でお知らせします。

税理士による確定申告相談(無料)

所得税・事業税などの申告(譲渡・贈与・相続関係を除く)、所得税申告書の書き方について相談できます。会場で作成した申告書は当日提出できますので、作成に必要な書類をお持ちください。ただし、申告書を提出するだけの場合は受け付けできませんので、直接、立川税務署へ提出してください。

また、車での来場は「遠慮ください」。

◇期日 1月31日(木)～2月6日(水)の平日

◇時間

*午前9時15分～午後0時30分(受け付けは午前11時まで)
*午後1時30分～4時(受け付けは午後3時30分まで)

※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 市役所1階市民ホール

◇対象

*年金受給者で、公的年金等の収入金額が40万円を超える方、公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

*給与所得者で、年末調整をしていない方 など

*高額所得者や相談内容が複雑な方は、各自で税理士に相談(有料)をするか、税務署の作成会場をご利用ください。

◇持ち物 源泉徴収票、印鑑、マイナンバーカード(通知カードと運転免許証など本人確認できる書類でも可)

◇還付申告の場合は、還付金の振り込み先の口座が分かるものをお持ちください。

◇所得税の還付について
給与所得などのある方で、平成30年次に次のような理由で源泉徴収額が過納となっている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

◆申告書の作成・提出会場
所得税(復興特別所得税)・贈与税・個人消費税の申告書の作成・提出会場を設置します。公共交通機関でご来場ください。

*多額の医療費を支払った
*寄附金・義援金を支払った
*年の途中で退職した
*30年分の所得が公的年金等に
係る雑所得のみで、源泉徴収
されている など

◇期日 2月18日(月)～3月15日(日)、3月3日(日)

◇宛先 〒190-8565 立川

日(金)の平日、及び、2月24日(日)、3月3日(日)

◇時間

*相談 午前9時～午後4時(受け付けは午前8時30分から)
*申告書の提出 午前8時30分～午後5時

※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 立川地方合同庁舎

◇持ち物 確定申告に必要な書類、印鑑、マイナンバーカード(通知カードと運転免許証など本人確認できる書類でも可)

地方合同庁舎立川税務署
※申告書の「控」が必要な方は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告書の作成に活用を

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で

は、画面の案内に従って入力すると、自動計算により、申告書などを作成できます。印刷した申告書はそのまま税務署に提出できますので、ぜひご利用ください。
☆詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181へ。

配偶者控除、配偶者特別控除についての税制改正

◎所得制限を設定

控除を受ける方に対して、所得制限が設けられました。

合計所得金額が90万円を超えると段階的に控除額が減少し、100万円を超えると控除が適用されなくなります(表1・表2のとおり)。

また、配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限が、これまでの76万円から123万円に引き上げられました。

☆詳しくは、市民税係へ。

▼表1 配偶者控除の額

配偶者の年齢	控除を受ける方の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超
70歳未満	33万円	22万円	11万円	-
70歳以上	38万円	26万円	13万円	-

▼表2 配偶者特別控除の額

配偶者の合計所得金額	控除を受ける方の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	-	-	-